

令和6年度 小・中学校における働き方改革方針(業務改善方針)

長時間勤務の是正を図り、教職員が健康でいきいきと仕事に向うことにより、教育の質の一層の確保・向上を図るため、教職員・学校・教育委員会は、それぞれの役割を自覚し、互いに協力して学校における働き方改革を進め、以下に取り組みます。

方針1	<p>教職員は、勤務時間を意識した働き方を進めます。</p> <p>無制限無限定の勤務を是とすることなく、限られた時間の中で最大限の効果をあげられるような働き方を志向します。</p>
-----	---

- (1) 教職員はガルーン等で各自の出勤・退勤時刻を確認し、勤務状況についての意識を高め、改善に努めます。管理職はその報告を受け部下職員の勤務状況を常時把握します。校長は毎月その結果を教育委員会に報告し、長時間労働の改善に取り組みます。
 - ① 月 45 時間以上の残業者数を報告
 - ② 月 80 時間以上の残業者には改善指導後、文書で報告
 - ③ 在校等時刻が午後 8 時を超えたのべ教職員数を報告
 - ④ 所属教職員の月平均残業時間を報告
- (2) 教職員はできるだけ残業を減らし、学校ごとに最終退勤時刻の目標(〇時)を設定し取り組みます。その目標は午後8時以前に設定し、全職員が意識化します。保護者会等の対外的な会議についても協力を求め、午後8時までには終了するように努めます。午後8時以降の残業は原則禁止とします(一関市立学校職員の服務規程による)。(午後8時以降の校長から命じられた超過勤務は除きます。)

方針2	<p>学校・教育委員会は、業務内容について効率化・精選による見直し(棚卸し)を不断に進めます。</p> <p>また、働き方の意識啓発を図る機会を設定します。</p>
-----	--

- (1) 8月12～15日は原則学校閉庁日とし、8月11日(山の日、祝日)～8月15日の5日間は、夏季休暇等を充当しながら教職員の勤務が部活動を含めて実質ない期間とします。
- (2) 働き方の意識改革を進めるため、職員会議において校長を中心として積極的に働き方の課題を取り上げます。例えば、定時退勤日設定、部活動時間上限設定、整理整頓アイデアなど、各校が工夫してできることに取り組みます。
- (3) 教育委員会においては、効率的・効果的な働き方について校長会議等で理解を深める機会を設定します。また、市教育委員会指示の調査・報告について、簡素化に努めます。

方針3	<p>部活動等の適切な運営に努め、教職員の負担を軽減します。</p> <p>併せて、児童生徒が家庭で過ごす時間を尊重し、健康でゆとりある生活を保障します。</p>
-----	---

- (1) 平日週1日と日曜日の部活動休養日を設定し、実行します(中学校)。事情により日曜日に部活動を行った場合には、他の土曜日にまたは祝日等に代替え休養日を設定し、教育委員会に報告します。
- (2) 小中学生に係るスポ少、保護者会等の学校外の活動についても終了時刻が遅くとも午後8時を超えないよう働きかけを行います(教委から体育協会を通じて協力要請)。
- (3) 部活動加入推奨制、地域部活動など、部活動の在り方について協議・検討をすすめます。

その他

- (1) 働き方改革には、業務の見直しにより、その有効化・効率化を図る不断の姿勢が必要であり、単に業務を排することによる教育の質の低下を招くものであってはなりません。仕事の惰性を排し、限られた時間の中で、より質の高い教育の提供を意図し実践するものです。
- (2) これら方針は、H31.3.18 文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」等を踏まえ、今後適宜見直しを行い、より実効性のあるものにしていきます。